

第4回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

1 日 時 令和7年10月28日(火)午後3時25分~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎
佐藤吾郎
柴山祐子

労働者代表委員 板野晃雅
榎本千晴
高山伸男

使用者代表委員 西谷治朗
森上健作

事務局 労働基準部長 政木隆一
賃金室長 黒田和美
賃金指導官 中本弘一
監督監察官 諏訪雅浩
労災補償監察官 木村弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第4回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴の申し込みはございませんでした。

まず、定足数についてご報告申し上げます。本日は使用者側委員の岡田委員が欠席されておりまして、他の委員8名が出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

岡山部会長

皆さま、ご苦労様です。本日は前回に続いて3回目の金額審議を行います。

はじめに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのが憚のないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに岡山局の他産業の状況と他局の状況について、伝達事項がありましたら、事務局からお願ひします。

黒田室長

岡山局の他産業の状況を説明させていただきます。耐火、一般機械、電機、船舶につきましては、金額審議中です。自動車につきましては、金額審議はこれからという状況です。

続きまして、他局の審議状況について説明させていただきます。新しく結審した局が6局ございます。局名、引上げ額、改定額を申し上げます。

千葉局 プラス63円、改定額1,210円、

静岡局 プラス60円、改定額1,117円、

愛知局 プラス64円、改定額1,175円、

島根局 プラス71円、改定額1,163円、

広島局 プラス65円、改定額1,179円、

大分局 プラス70円、改定額1,176円、

発効日につきましては、島根局が法定発効、それ以外の局は指定日発効となっております。以上です。

岡山部会長

ただいまのご説明について、何かご質問等ありますか。

(特になし)

岡山部会長

それでは審議を始めます。

前回の審議におきまして、労側からは、今期春闘において、鉄鋼業の賃金引き上げ額を基準に、最も低い労働協約の時間額上げ幅を昨年度の時間額で除して算出した8.5%を踏まえ+94円の提示、その後、歩み寄りと特賃の昨年度優位性を確保したいとの主張で、県最賃に現状の優位性112.2%を乗じた額1,175円の改定、+73円の提示がありました。

次に使側からは、賃金改定状況調査よりも企業規模をもう少し広げ、経団連の春季賃上げ妥結状況にある賃上げ率4.35%を踏まえ+48円の提示があり、その後、岡山県経営者協会の賃上げ率が地場の実態に、より即しており経団連の数字ともほぼ同程度で妥当ではないかとして、賃上げ率4.48%を踏まえ+49円の提示がありました。

双方、間違いありませんか、何か補足等はありますでしょうか。

(特になし)

岡山部会長

双方から提示していただいている金額にはまだ開きがある状況です。本日も公労・公使の二者協議として、はじめに労側からご意見をお聞きすることとします。打合せは必要でしょうか。

労働者側委員

はい。お願ひします。

岡山部会長

10分、15分、どういたしましょう。

労働者側委員

10分位お願ひします。

岡山部会長

それでは3時40分目途としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長

それでは、時間になりましたら労側からお願ひします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

岡山部会長

では、これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど労使それぞれから金額提示がありました。確認させていただきます。

労側からは、組織化されていない労働者の初任給については特定最賃が適用されることから、優秀な人材確保、モチベーションアップを図ることが企業の繁栄にも繋がるという認識を示され、労働人口に限りがあるなかで、賃上げを図らなければ鉄鋼業の地力、底上げに繋がらないことは明らかであるということから、前回73円を提示したが、その影響率は12.74%と大きな数字のように見えますが、現行の未満率が7.7%であることを踏まえれば、実質は5%程度のアップと見ることができるのではないかということです。しかしながら歩み寄りも必要ということから、3円歩み寄りプラス70円を提示されたということです。

使側からは、昨年の岡山県最低賃金のプラス幅が50円、鉄鋼業は52円と、プラス2円が確保されている。今年度は岡山県最低賃金がプラス65円となり、昨年鉄鋼業がプラス2円であることからプラス63円を提示され、2年間で同じ幅を確保できることでした。この影響率は10%程度であること。価格転嫁について現状をみると、なかなか出来ていなくて、特に労務費の転嫁率は50%程度しか出来ていなくて、急激な賃金の上昇には慎重にならざるを得ないという意見がありました。

労使それぞれ個別にご意見をお聞きし、具体的な金額提示をいただきましたが、労使の意見にもう少し隔たりがあるようです。

今後の審議の進行ですが、公労、公使で再度協議するか、労使間で協議していただいて、詰めていただくこともありますが。

労働者側委員

労使でやりますか。

使用者側委員

労使で協議したいと思います。少し時間をお願いします。

岡山部会長

それでは労使での協議をお願いします。協議が終わりましたら、事務局員にお声がけをお願いします。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

岡山部会長

それでは全体会議を再開いたします。

労使協議の結果について、どちらの側からでも構いませんので代表して報告をお願いします。

- 労働者代表 労側から報告します。
労使で色々検討、話し合いをさせていただきましたが、結果から申し上げますとプラス 64 円、1,166 円という金額で労使双方合意となりました。
- 岡山部会長 間違いないでしょうか。
- 使用者側委員 使側も了承です。
- 岡山部会長 ただいま労使協議の結果の報告をいただきまして、プラス 64 円、1,166 円として全会一致で結論を得ることができました。
発効日については、何か話がまとまっていますか。
- 使用者側委員 法定発効日で結構です。
- 労働者側委員 法定で。
- 岡山部会長 それでは法定発効日とすることで、法定発効日はいつに。
- 黒田室長 12 月 27 日になります。
- 岡山部会長 令和 7 年 12 月 27 日が法定発効日になるということです。
では、この結論を会長あて報告したいと思います。
事務局から今後の日程を説明してください。
- 黒田室長 本日付けで異議申出に係る公示を行います。公示期間は、11 月 12 日、水曜日までとなります。
また、発効日につきましては、法定発効として最短で令和 7 年 12 月 27 日、土曜日となります。
- 岡山部会長 では、事務局で報告文案の準備をお願いします。
- 黒田室長 報告文案を準備いたしますので、10 分程度お時間をいただけますでしょうか。
- 岡山部会長 それでは 16 時 35 分くらいまで休会とします。

(事務局で報告文（案）を準備、委員に配布)

岡山部会長

それでは再開します。

事務局で報告文（案）を読み上げて下さい。

黒田室長

それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

(報告文（案）読み上げ)

岡山部会長

ただ今、読み上げられました報告文（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長

ご了解ありがとうございます。

本年8月4日の第514回審議会において、全会一致の場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文（案）を用意してください。

(事務局で答申文（案）を準備し、配布)

岡山部会長

では、事務局で答申文（案）を読み上げて下さい。

黒田室長

答申文（案）を読み上げさせていただきます。

(答申文（案）読み上げ)

岡山部会長

答申文（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長

では、この内容で（案）を取りまして、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第49号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

黒田室長

ただ今、岡山労働局長宛て答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木基準部長

皆さん、大変お忙しいところ、4回にわたりご審議いただきましてありがとうございました。皆さんの真摯なご議論の結果、全会一致にて結審されましたので、今後公示等の手続を行いまして、迅速に発効して参りたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

岡山部会長

お忙しい中、皆さんの熱心な御審議をいただきまして、答申することができました。

事務局から何かありますか。

黒田室長

特にございません。

岡山部会長

それでは、これをもちまして今年度の岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会での審議を終わります。

委員の皆さん大変お疲れ様でした。